NEW CITY RESIDENCE
ニューシティレジデンス投資法人

平成21年8月20日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木一丁目10番6号
ニューシティ・レジデンス投資法人
代表者名
執行役員　新井　潤
資産運用会社名
ｼｰﾋﾞｰｱｰﾙｲｰ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｼｬﾙ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社
代表者名
代表取締役社長　樋口秀一
問合せ先
財務経理本部長　岩崎和行
TEL. 03-6229-3860(代表)

# 再生計画案の変更等に関するお知らせ

本投資法人は再生計画案の可決に向けてスポンサーであるローン・スターとの協議及び交渉を重ねてまいりましたが、その結果、スポンサーの協力のもと、再生債務者たる本投資法人提出に係る再生計画案について、大要下記のとおり、一般再生債権の弁済条件の変更につき、本日付にて東京地方裁判所に申請いたしましたのでお知らせします。

1. 一般再生債権に係る弁済条件の変更について

(1) 金利の増額

再生手続開始日以後の利息損害金の権利変更後の利率につき年0.65%と定めていたものを、再生手続の開始決定日から平成24年11月30日までは年1.25%、平成24年12月1日から平成26年11月30日までは年1.5%に引き上げる。

(2) 弁済の前倒し

元本及び再生手続開始日の前日までの利息損害金の弁済方法につき年1回（毎年11月末日限り）と定めていたものを、平成24年及び同25年は5月末日、11月末日の年2回、平成26年は5月末日、8月末日、11月末日の年3回弁済とする。

2. 再生計画案の変更に係る裁判所の許可とスポンサー契約の変更

上記1. 記載の弁済条件の変更を含む再生計画案の変更は、平成21年9月9日開催予定の債権者集会の続行期日において裁判所の許可を得て行われます。

かかる再生計画案の変更の申請に伴い、本日付でスポンサー契約に記載の弁済条件も同様に変更いたしました。

3．公開買付けの買付期間の変更

債権者集会の期日が平成 21 年 7 月 15 日から平成 21 年 9 月 9 日に続行されたことなどに伴い、これまで予定していました本投資法人の投資口に係る公開買付けの買付期間は、以下のとおり変更となります（下線は変更部分）。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 対象投資口 | 本投資法人の投資口 |
| 2 | 買付期間（予定） | 平成22年1月7日（木）から平成22年2月19日（金）まで。なお、買付実行日は平成22年2月26日（金）。 |
| 3 | 買付価格 | 1 口当たり金 35,000 円 |
| 4 | 買付予定投資口数 | 下限及び上限は設けない。 |

本投資法人は、引続き債権者集会における再生計画案の可決及び裁判所による認可決定を得られるよう全力を尽くす所存でございますので、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以　上

※本投資法人のホームページアドレス　http://www.ncrinv.co.jp